

るるぶ DATA サービス利用規約

利用者は、以下の利用規約（以下「本規約」という）に同意することを条件として、株式会社 JTБ パブリッシング（以下「当社」という）が提供する「るるぶ DATA サービス」（以下「本サービス」という）を利用することができるものとします。

第1条.（定義等）

本規約において、以下の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- （ア）「利用者」とは、当社が定める手続きに従い、本サービス（サンプル含む）を利用する法人または団体をいいます。
- （イ）「るるぶ DATA サービス」とは、当社がアプリケーションプログラミングインターフェース（以下 API）またはクラウドサーバ等を活用し利用者に対し「るるぶ DATA」を提供するサービスを指します。
- （ウ）「るるぶ DATA」とは、当社が保有する観光施設、温泉地、イベント、海外旅行等に関する「おでかけ関連デジタルコンテンツ」を指します。
- （エ）「エンドユーザー」とは、本サービスの活用により利用者が運用管理するウェブサイト等から各種端末機器に表示させたデジタルコンテンツを閲覧できる者、ならびに利用者が本サービスの活用により印刷した製品を閲覧する者をいいます。
- （オ）「利用者情報」とは、本サービスの利用に関して利用者が当社に対して提供する、会社（団体）名、会社（団体）住所、部署名、決裁権限者または担当者の氏名、およびそれらの電話番号、メールアドレス等であって、当社指定の方法にて届出した情報をいいます。
- （カ）「利用者のシステム」とは、本サービスの使用の為に利用者が管理運営するシステムであって、当社が運用・指定する情報配信サーバ（以下「当社サーバ」といいます）に対してデータ送信要求を行うシステムをいいます。
- （キ）「利用者ウェブサイト等」とは、利用者が管理運営するウェブサイトの他、ガジェット、アプリを含み、エンドユーザーが各種端末機器を用いてアクセスすることにより、「るるぶ DATA」を閲覧することができる表示画面をいいます。
- （ク）「アプリケーション ID」とは、利用者が本サービスにおいて API を使用する場合に当社より付与する利用者固有の ID をいいます。

第2条.（本規約の適用期間と本規約の変更）

本規約は、利用者が本サービスの利用を当社に申し込まれた時点から、当社と利用者との間で別途締結する「るるぶ DATA サービス申込書（兼利用契約書）」による契約（以下「本個別契約」という）が終了するとき、もしくは当社が本サービスの提供を終了するときまで適用されます。当社は、利用者に 2 週間前に書面にて送付することにより本規約を変更できるものとし、利用者はこれを承諾の上、本サービスの提供を申し込まれるものとみなします。

第3条. (本サービスの申し込みと承諾)

1. 本サービスの利用を希望される利用者は、本規約のすべての内容に同意した上で、本個別契約によって、ご利用条件を指定して申し込みを行うものとします。当社がこれを承諾した時点で、指定された範囲で本サービス利用に関する契約が成立するものとします。
2. 本規約と本個別契約の条項が抵触する場合、本個別契約の条項が優先して適用されるものとします。
3. 当社は、本サービスの利用申し込みを行った利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該申し込みを承諾しない場合があります。
 - (ア) 申し込み内容に虚偽、記入漏れ、誤記がある場合
 - (イ) 過去に本規約違反等により、当社が提供するサービスの利用資格を取り消されたことがある場合
 - (ウ) その他当社が利用者として不適切と判断し、当該理由を利用者に提示した場合

第4条. (本サービスの利用契約の有効期間)

1. 本サービスの利用契約の有効期間は、データ納品日または「アプリケーション ID」の通知日から本個別契約において指定した利用終了日まで(以下「利用期間」といいます)とします。
2. 期間満了の 3 ヶ月前までに利用者から契約を更新しない旨の書面による意思表示がなされない限り、利用契約は同一条件で 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。
3. 利用者の都合で利用契約を中途解約する場合は、電磁的方式をもって当社に対して解約の通知を行うものとし、利用契約は当社が当該解約通知を受領した日の属する月から起算して 3 ヶ月後の末日をもって終了することとします。
4. 前項による解約の場合、利用者は解約の時から当初の利用終了日までの利用料金の支払い義務を引き続き負うものとします。なお、利用契約更新期間においては更新後の利用終了月までの利用料金の支払い義務を負うものとします。
5. 3 項による解約の場合、利用者がすでに当社に支払った利用料金については返金いたしません。

第5条. (本サービスの利用料)

1. 本サービスの利用料は、本個別契約で定めます。
2. 当社は、営業上の理由により本サービスの利用料の見直しを申し出ることができるものとし、合意した場合は、あらたに本個別契約を締結します。
3. 利用者は、本個別契約に変更が発生した場合は、本サービスの利用料の見直しを申し出ることができるものとし、合意した場合は、あらたに本個別契約を締結します。
4. 当社は、本サービスの利用料を支払請求書により、利用者に請求するものとします。
5. 利用者は前項に定める請求書を受領したときは、請求書に記載された期日(以下「支払期日」という)までに、当社指定の金融機関口座に利用料を支払うものとします。金融機関の振込手数料は利用者の負担とします。
6. 当社は、支払期日までに利用者からの入金を確認できなかった場合は、ただちに利用者の情報利用を停止することができるものとします。
7. 利用者が支払った本サービスの利用料は、理由の如何に関わらず一切返還しないものとします。ただし、当社都合により、本サービスの提供を中止した場合は、利用者が支払った本サービスの利用料のうち、本サー

ビス提供終了の時点において本サービス提供の未履行の日数に相当する料金の利用者への返還をもって、当社の利用者に対するすべての債務が消滅するものとします。

第6条. (本サービスの利用範囲と条件)

1. 本サービスの利用範囲は、本個別契約で規定します。
2. 利用者は、前項の利用範囲を変更して本サービスの利用を希望する場合は、事前に当社に申請し、当社の許諾を得る必要があります。
3. 当社は、前項の利用範囲の変更を許諾する場合は、利用者とあらたに本個別契約を締結します。
4. 利用者は当社が別途「API 仕様書」「データ仕様書」にて定める仕様に従って本サービスを利用するものとします。
5. 利用者は別紙に定める「るるぶ DATA サービス利用ガイドライン」(以下「別紙ガイドライン」という)に従って本サービスを利用するものとします。
6. 当社は利用者に対し、本サービスの使用に関する非独占的な権利(以下「利用権」といいます)を許諾します。
7. 利用者が API を活用する場合、利用者がエンドユーザーに「るるぶ DATA」を提供するために、当社に対してデータ送信要求を行う目的で利用者のシステムからインターネット経由で当社サーバにアクセスする権利を許諾します。
8. 利用者が API を活用する場合、利用者のデータ送信要求に応じて、当社より利用者ウェブサイト等に送信された「るるぶ DATA」を、インターネット経由でエンドユーザーの端末上に表示し、または自動公衆送信(送信可能化を含む。以下同じ)の用に供する権利を許諾します。
9. 利用者は、本サービスの利用にあたり、適用される法律・法令等を遵守するものとします。
10. 利用者の本サービスの利用が当社または第三者に対して損害を与えた場合、あるいは、利用者の本サービスの利用に起因して利用者と第三者との間で紛争が生じた場合は、その利用方法が本規約に照らして適切(適法)であったか、不適切(不法もしくは不正)であったかを問わず、利用者は自己の費用と責任で当該損害を賠償し、または当該紛争を解決するものとし、当社に何等の迷惑をかけず、またさらなる損害を与えないものとします。ただし、当該損害または紛争が、当社の故意または重過失のみに基づくものである場合はこの限りではありません。

第7条. (本サービスの変更と中止)

1. 当社は、本サービス名称や一部または全部の提供を、予告なく変更または中止する場合があります。
2. 前項に関わらず、当社の都合により本サービスの提供を中止する場合は、3 か月前までに利用者に通知するものとします。なお、当該通知が適正に行われた場合、当該中止により利用者に不利益または損害が生じても、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 当社がデータベース項目等を変更し、これにより利用者のシステム・機器・装置等を調整する必要があるが生じた場合、その費用は利用者が負担するものとします。

第8条. (本サービスの広告・宣伝利用について)

1. 当社は広告・宣伝等を目的として、利用者が本サービスを利用している事実を公表することがあります。
2. 利用者が本サービスを利用したサービスまたは商品等について、広告・宣伝等の目的でニュースリリースま

たは商品パッケージ、POP、ポスター等で当社および本サービスについて公表する場合は、当社の事前許諾が必要となります。

第9条.（提供データの権利帰属等）

「るるぶ DATA」に関する著作権、およびすべての産業財産権は、当社および当社にその使用に関する権利の許諾を行った権利者が保有し、著作権法、特許法、商標法その他の知的財産権に関する法令および国際条約等の規定により保護されています。

第10条.（指定表記義務）

1. 利用者は、「るるぶ DATA」の表示画面および印刷紙面等において別紙ガイドラインに基づき、当社指定の著作権表記等を表示しなければなりません。
2. 利用者は、本サービスを利用するサービスおよび商品において、るるぶ DATA 名称および同ロゴ、ならびに「る」アイコンの利用を希望する場合は、本個別契約締結時に当社に申請し許諾を受ける必要があります。

第11条.（禁止行為）

利用者は、以下の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。また、当社は、利用者が以下の行為を行い、または、行うおそれがあると判断した場合、当該理由を利用者に提示した上で、適当な措置を講じることができるものとします。

- ① 本サービスを利用して、日本国内・国外の法令および公序良俗に違反するサービスの提供または商品等の制作・販売を行うこと
- ② 利用者が、当社の書面による事前承諾なく本サービスを第6条に定める範囲を超え、有償無償を問わず、本サービスを利用する権利を第三者に対して再許諾し、販売し、譲渡し、貸与し、または担保に供すること
- ③ 利用者が、当社の書面による事前承諾なく第三者に対して本個別契約の権利を譲渡、または担保に供すること
- ④ 本個別契約にて指定した場合を除き「るるぶ DATA」の改変・翻案、翻訳、複製、またはリバースエンジニアリング等の解析・分析行為を行うこと
- ⑤ 別紙ガイドラインに反すること
- ⑥ 他の利用者のアプリケーション ID を入手し使用すること
- ⑦ 当社サーバに不正にアクセスすること
- ⑧ 当社、第三者または本サービスに損害を与えること
- ⑨ 著作権、その他の知的財産権を侵害すること
- ⑩ 詐欺等の犯罪に結びつくこと
- ⑪ プライバシーまたは肖像権を侵害すること
- ⑫ 本サービスの運営を妨げること
- ⑬ 上記の他、当社が不適切と判断すること

第12条. (免責)

1. 当社は、本サービスの正確性、完全性、有用性、安全性、利用者からの要望に対する合致、および本サービスを利用する全ての媒体・機器での正常な動作性等を保証するものではありません。また、これにより利用者または利用者の販売先、閲覧者等の第三者に損害が生じた場合においても、当社はその責を一切負わないものとします。
2. 当社は、本サービスに第三者の著作権その他の権利が含まれている場合、本サービスに関する許諾を受け、第三者の権利を侵害することのないよう万全を期していますが、その完全性を保証するものではありません。
3. 当社は、本サービスを通し提供する「るるぶ DATA」に含まれる緯度経度などの位置情報の正確性、およびるるぶ「るるぶ DATA」を利用する全ての地図や位置情報媒体での正常な動作性等を保証するものではありません。
4. 「るるぶ DATA」に含まれる施設・イベント等の件数は、更新の都度、施設の営業終了や新規オープン等の施設側の都合、および当社の編集方針により増減します。また、当社編集方針の見直しの際に大幅に件数が変更になる場合もあります。本サービスは施設・イベント等の本個別契約締結時のデータ件数の維持を保証するものではありません。また、これにより利用者または利用者の販売先、閲覧者等の第三者に損害が生じた場合においても、当社はその責を一切負わないものとします。
5. 本サービスの利用にかかる利用者の販売先、閲覧者等の第三者からの苦情、クレーム等については利用者の責任と費用において処理解決するものとします。
6. 当社は次の各号のいずれかに該当する場合に本サービスの一部または全部の提供を中断する場合があります。
 - ① 当社のサービス用設備の保守を実施する場合
 - ② その他当社が本サービスの運営上、一定時間の中断が必要と判断した場合
 - ③ 火災、停電、戦争、テロ等の不可抗力により本サービスの提供ができなくなった場合
 - ④ その他、当社の責によらない事由により本サービスの提供ができなくなった場合
7. 前項により本サービスの全部または一部の運営を中断するときは、あらかじめその旨を利用者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
8. 本サービスが利用できなかったことにより生じる利用者、利用者の販売先、および第三者の損害について、当社はその責を負わないものとします。また、その際においても、本サービス利用料の基本月額料・年額料の減額は行わないものとします。

第13条. (補償)

利用者の本規約等の違反により当社または第三者に損害が発生した場合、利用者は、当該損害の全額（弁護士費用を含みます）を補償するものとします。

第14条. (契約不適合責任・損害賠償)

1. 当社は本個別契約で定めた仕様に従った「るるぶ DATA」を納品します。本個別契約の内容に適合しない仕様の異なる「るるぶ DATA」を納品した場合は、可及的速やかに無償で修正し再納品します。
2. 当社は、本規約の定めに対し、利用者に損害を与えた場合は、本個別契約で定めた利用料のうち年額相当分を上限として当該損害の賠償を行うものとします。

3. 本サービスにより提供した「るるぶ DATA」に重大な契約不適合があり、利用者に重大な損害が生じたときは、協議のうえ、本個別契約で定めた利用料のうち年額相当分を上限に当該損害の賠償を行うものとします。
4. 前項に関わらず当社の責に帰さない事由（天災地変等）から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、および逸失利益を含む間接損害について、当社は一切の賠償責任を負わないものとします。
5. 本サービスの利用に関し、本規約に規定されたものを除き、第三者から利用者に対して為された損害賠償請求に基づく損害については、当社はいかなる場合も責任を負いません。

第15条.（契約の解除）

1. 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知催告なしに直ちに、本個別契約を解除することができるものとします。
 - （ア）利用者が第 3 条第 3 項に定める各号のいずれかに該当することが判明したとき
 - （イ）利用者が本規約または本個別契約に違反し、本規約または本個別契約の履行が困難と認められるとき
 - （ウ）本規約または本個別契約の履行について、利用者に重大な過失または当社に対する背信行為があったとき
 - （エ）利用者に利用料金等の支払債務の履行遅延または不履行があったとき
 - （オ）利用者が仮差押、差押、競売の申立を受け、または破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始の申立を受け、その他支払停止があったとき
 - （カ）利用者が公租・公課の滞納処分を受けたとき
 - （キ）利用者が当社の承諾なく、合併、解散または事業の全部若しくは重要な一部を譲渡しようとしたとき
 - （ク）前号に定める他、利用者が利用契約に違反をし、当社から相当期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、これを是正しないとき
2. 前項による解除権の行使は、当社の利用者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
3. 第 1 項の規定に基づき本サービスの利用が停止された場合においても、利用者は、利用契約で定められた利用料金の全額の支払義務を免れないものとします。
4. 第 1 項の規定に基づき利用契約が解除された場合、利用者は、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、利用終了日までの未払いの利用料金の全額を直ちに当社に支払うものとします。

第16条.（反社会的勢力の排除）

1. 当社は、利用者（利用者の代表者、責任者、実質的に利用者の経営権を有する者、利用者が本契約の履行のために契約する者を含むが、これに限らない。）が次の各号の一に該当する場合には、利用者に対して催告することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。
 - （ア）暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）である場合、または反社会的勢力であった場合
 - （イ）親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ）または本個別契約の履行のために再委託する第三者が前号に該当する場合
 - （ウ）自らまたは第三者を利用して、当社に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いるなどした場

合

(エ) 自らまたは第三者を利用して、偽計または威力を用いて当社の業務を妨害した場合

(オ) 自らまたは第三者を利用して、当社に対して政府が発表している反社会的勢力による被害を防止するための指針(以下「指針」という)が排除の対象とする不当要求をした場合

(カ) 反社会的勢力である第三者をして(オ)の行為を行わせた場合

(キ) 当社に対して、自身が反社会的勢力である旨を伝え、または自身の関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどした場合

(ク) 自らまたは第三者を利用して、当社の名誉や信用等を毀損し、または毀損する恐れのある行為をした場合

(ケ) 自らまたは第三者を利用して、当社の業務を妨害した場合、または妨害する恐れのある行為をした場合

(コ) 自らまたはその役員もしくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行った場合

2. 当社が前項により本個別契約を解除した結果、利用者に損害が生じたとしても、これを一切賠償する責任を負わないことを確認し、利用者はこれを了承するものとします。前項の各号に定める行為により当社が損害を被った場合は、当社が利用者に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。

第17条.(秘密保持義務)

1. 利用者および当社は、本規約ならびに本個別契約の交渉および履行の過程において知り得た相手方の営業秘密として管理され秘密である旨明示されている情報(本個別契約等に記載された内容を含む。)を、相手方の書面による事前の許諾のない限り、第三者に開示、漏洩し、本契約の履行の目的以外に利用し、または第三者に利用させる等の行為または公表しないこととします。
2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号の一に該当するものは、本条の秘密保持義務の対象とはならないものとします。
 - (ア) 相手方から取得する以前から保有していた情報
 - (イ) 相手方から取得する以前から公知公用であった情報
 - (ウ) 相手方から取得した後、その責に帰すべき事由なく公知となった情報
 - (エ) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
3. 利用者および当社は、第1項の情報(前項各号に掲げるものを除く)につき、裁判所または行政機関から法令に基づき開示を命じられたときは、次の各号の措置を講じることを条件に、当該裁判所または行政機関に対して当該情報を開示することができることとします。
 - (ア) 開示する内容を法令で認められる範囲であらかじめ相手方に通知すること
 - (イ) 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること
 - (ウ) 開示に際して、当該情報が秘密である旨を文書により明らかにすること
4. 利用者は、当社より提供される図面・仕様書・資料等を当社の事前の承諾を得ないで複写、複製することはできません。
5. 当社および利用者は、第1項において、書面による相手方の事前の承諾を得て第三者に相手方の情報を開示するときは、本条に基づき自己に課される義務と同一の義務を当該第三者に課することとします。

6. 本条に基づく義務は、本個別契約終了後も引き続きその効力を有するものとします。
7. 前 6 項の規定にかかわらず、本個別契約により許諾される本サービス利用のため秘密情報を知る必要のある利用者の役員または従業員で、本規約に基づく秘密保持義務を遵守することに同意している者に対してのみ、本個別契約遂行のために秘密情報を開示し、利用させることができるものとします。ただし、この場合利用者は、当該開示先等に、本規約に基づき自己が負担する義務と同一の義務を負担させるものとします。
8. 秘密情報の受領者は、本個別契約履行のため自己の業務の全部または一部を第三者に委託するために、本条の規定にかかわらず、相手方の事前の書面による同意を得て秘密情報を第三者に開示することができます。ただし、この場合受領者は、本規約に基づき自己が負担する義務と同等の義務を当該第三者に負担させることとします。

第18条. (協議事項)

本規約に定めのない事項および本規約の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、利用者および当社は、互いに誠意をもって協議し解決するものとします。

第19条. (合意管轄・準拠法)

1. 利用者と当社の間で、本規約に関し紛争が生じた場合には、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本国法が適用されるものとします。

本規約は、附則に定める実施日から発効するものとします。

附則 2024年4月1日

〒135-8165 東京都江東区豊洲 5-6-36
株式会社 JTБ パブリッシング

【別紙】るるぶ DATA サービス利用ガイドライン

I. 「るるぶ DATA」の取り扱い方

I. データの加工について

-1) データの追加について

当社データに存在しないテキスト項目を利用者にて追加された場合、および画像のないスポットに対して利用者にて画像付与された場合、当該行為はデータの改変とみなし原則禁止させていただきます。

-2) テキストについて

当社が提供する「るるぶ DATA」のテキストを加工することは、原則禁止しております。

【禁止しているテキストの加工例】

- (ア) テキストのリライト
- (イ) 内容の追加
- (ウ) ジャンル・属性体系の変更
- (エ) ジャンル・属性名の変更
- (オ) エリア DB のエリア体系の変更
- (カ) エリア DB のエリア名称の変更

-3) 画像について

縦・横サイズの比率を変更しない拡大・縮小などの同一性を損なわない範囲でのリサイズを除き、画像の加工は原則禁止しております。

また、写真の著作権者のコピーライト表記等、文字が画像に入っている場合は、それらの文字の可読性を失わない範囲でのリサイズのみ可能といたします。

【禁止している画像の加工例】

- (ア) 画像のトリミング
- (イ) 画像の上に文字、ボタン、別の画像等をかぶせる行為
- (ウ) 画像単独での利用（商品のパンフレット等のイメージ画像として利用するなど）

II. 著作権表示・注記表記について

-1) 著作権表示

以下いずれかの著作権表示が必要となります。

- (ア) るるぶ DATA (ロゴ)
- (イ) 情報提供: JTB パブリッシング (「る」アイコン併用可)
- (ウ) Copyright© 西暦 JTB Publishing ※表記する西暦は毎年更新"

-2) 著作権表示の掲載位置

以下いずれかの箇所に著作権表示が必要となります。

(ア) サイト・アプリ内の掲載情報にるるぶ DATA のみを利用している場合

使用データごと / 掲載ページごと / 利用規約 / サイトフッター

(イ) サイト・アプリ内の掲載情報にるるぶ DATA 以外も利用している場合

使用データごと

-3) 注意表記

下記注記の表示が掲載ページごとに必要となります。

「施設情報は取材時点のデータです。施設の都合などで内容が変更されている場合がございますので、予め最新情報をご確認の上おかけください。」

※その他、各コンテンツ上に原著作権者についての記載が必要な場合は別途ご案内いたします。

-4) 「るるぶ DATA」のロゴ利用方について

下記の利用規定を遵守してください。

(ア) ロゴタイプ

「るるぶ DATA」のロゴは下記ロゴを使用してください。



るるぶ単独の名称、るるぶフォントロゴ、3色ロゴは「るるぶ DATA」には利用できません。

(イ) パターン

「るるぶ DATA」のロゴはヨコ組のみになります。

(ウ) 表示色

「るるぶ DATA」の表示色は、原則として既定カラーによる表示としますが、アプリケーション展開カラーによる表示を可とします。また地が濃い場合など、白抜き文字の表示も可とします。ただし、指定色以外での表示はできません。

【既定カラー】

RGB 表示 R0、G95、B110

CMYK 表示 C100、M0、Y10、K40

特色表示 PANTONE634

【アプリケーション展開カラー】

RGB 表示 R0、G0、B0

CMYK 表示 K100

特色表示 K100

(エ) 表示サイズ

表示サイズは特に定めませんが、必ず判読できるサイズで表示してください。また、他のロゴと同時に表示する場合は、他のロゴに比べて著しく小さいサイズで表示することは避けてください。

(オ) 表示スペース

表示スペースは特に定めませんが、他のロゴと同時に表示する場合は、他のロゴと比べて著しく不自然なスペースに表示することは避けてください。

(カ) 禁止事項

斜めに利用する

途中で切れる状態で利用する

変形する(長体・平体・斜体・文字の太さ・変倍ほか)

一部が隠れるような使い方を(マークの上に文字がのる等)

外ふちをつける

影をつける

グラデーションをかける

(キ) その他

ロゴの表示物に関しては公開等の前に必ず当社担当者の確認を必要とします。確認には 5 営業日程度を要しますので、万が一修正を依頼した場合でも対応できるスケジュールで表示方が確認できる物を提出してください。

(ク) 「る」アイコンについて

アイコンとして利用可能なロゴ(「る」アイコン)も用意しています。「る」アイコンは当社から支給するデータを使用してください。支給データを改変することは認めていません。表示方は「るるぶDAA」ロゴに準じます。



2. 「るるぶ DATA サービス」API の活用方

以下ルールに則り活用をお願いいたします。

(ア) APIでのサービス提供開始は当社が利用者に対しアプリケーションIDを通知することにより開始されます。

(イ) アプリケーションIDの管理および使用については、利用者が一切の責任を負うものとします。

(ウ) 利用者は、アプリケーションIDを、利用者が本サービスを利用するための環境を構築または運営することを委託する第三者(当社が事前に承諾した者に限ります)に対して開示することができます。この

場合、利用者は、当該アプリケーション ID を開示する第三者および当該第三者の業務担当者の情報を、別途当社の指定する方法に従って、事前に当社に届け出なければなりません。

- (エ) 利用者のアプリケーション ID を使用して行われた行為はすべて利用者自身による行為とみなし、利用者以外の者が利用者のアプリケーションIDを不正に使用したこと等に起因して利用者または第三者に損害が発生した場合でも、当社は当該損害につき一切責任を負いません。ただし、当該不正使用が当社の故意または重過失のみに基づくものである場合はこの限りではありません。
- (オ) 利用者は、以下の各号に該当することとなった場合は、速やかに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

- ① アプリケーション ID を忘れた場合。
- ② アプリケーション ID を利用した第三者による不正使用が判明した場合。
- ③ アプリケーション ID につき第三者による不正使用等のおそれがある場合。

以上